

教私第2550号  
令和4年12月8日

各私立幼稚園長 様

大阪府教育庁私学課長

幼稚園における不適切な保育に関する対応について（通知）

日頃より、本府私学行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、文部科学省より周知依頼がありましたので、お知らせします。

幼稚園における教育活動を行うに当たっては、幼児の発達段階を踏まえながら、幼児の主体的な活動が促されるよう配慮していくことが大切であり、幼児の安全・安心が最も配慮されるべき幼稚園において、幼児の心身に悪影響を及ぼすような不適切な保育はあってはなりません。

多くの幼稚園においては適切な保育を行っていただいているものと考えていますが、このたびの国事務連絡とともに、別添の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」も活用するなどして、各園においてあらためて、不適切な保育の発生防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本件については、各園の職員会議や研修等において、教職員へ周知されるようご配慮をお願いいたします。

私学課幼稚園振興グループ  
担当：菅、犬伏  
電話 06-6210-9273